

平成26年度 生活安全対策 事業実績報告

1. 自主防犯活動への支援（町会・自治会等）

(1) 防犯パトロール用品の無償貸与【平成15年度～】

反射帯ベスト、腕章、帽子、車用マグネットパネル、青色回転灯などを無償貸与

※ 平成27年3月末時点 451団体に貸与

(2) パトロール活動のボランティア保険加入【平成18年度～】

防犯パトロール活動の参加者に対し、市が一括で保険に加入（保険料は市が負担）

※ 平成26年度 158団体 4,498名が加入

(3) 地域防犯リーダー養成講習会の開催【平成17年度～】

防犯パトロール活動を、より活発かつ効果的に実施できるよう、防犯パトロールの要領について講義と実習を実施。昨年度受講者にはフォロー講習を実施。

※ 平成26年度修了者 77名（延べ修了者数 720名）

(4) 自主防犯活動優良団体の認定【平成19年度～】

防犯協会から推薦を受けた町会・自治会の中から、活動組織、活動内容、活動の活発度等を審査し、自主防犯活動優良団体として認定（5団体以内）

※ 平成26年度認定団体：宇津木台東自治会、清川町自治会、南大沢町会、
みなみ野三丁目町会

2. 市内全域の安全対策

(1) 安全パトロールカー（通称：青パト）による市内全域パトロール【平成16年度～】

- ・青パト4台による、市内全域の防犯パトロールを実施。
- ・平成25年8月より月～金のパトロールに加えて、土・日も実施。
- ・事案の発生や警察署からの情報提供（立ち寄り）により、最新の犯罪発生状況を入手して当該地域の巡回強化等を実施

3. 八王子駅周辺の安全対策

(1) 客引き・スカウト行為等の規制（平成26年度6月～）

「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、これまでのつきまとい勧誘行為の規制に加え、居酒屋やカラオケ店、風俗店などの客引き行為等も禁止する。これまでの嘱託員（警察OB）による巡回パトロールを2名の増員により強化するとともに、市民指導員によるパトロールも実施。

※客引きパトロール実施回数 平成 26 年度 65 回

(2) つきまとい勧誘行為防止・置き看板等防止パトロール

【つきまといは平成 15 年度～、置き看板は 19 年度～】

「八王子市生活の安全・安心に関する条例」に基づき、JR 八王子駅周辺に「八王子市安全安心指導員」を配置。つきまとい勧誘行為及び置き看板放置行為に対して、指導・警告を実施。

※ つきまとい指導・警告件数 (件)

年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
指導	1,629	1,230	631	315	116	87	75	75	92	97	208
警告	81	29	8	2	0	0	0	3	4	3	40
計	1710	1259	639	317	116	87	75	78	96	100	248

※平成 26 年度 勧告 4 件

雇用店舗（会社）に対する指導 7 件・警告 3 件・勧告 1 件

※ 指定重点区域内における置き看板等の状況（調査時間：19 時） (件)

地点	日時	H19	H20	H21	H22	H22	H23	H24	H25	H26	H27
		5.17	3.31	3.25	3.29	8.25	5.16	3.15	3.14	3.11	3.17
八王子駅	置き看板	399	80	36	36	57	95	63	78	68	68
北口	のぼり旗	87	25	11	12	11	19	27	11	26	22
計		486	105	47	48	68	114	90	89	94	90
八王子駅	置き看板					20	7	2	6	4	13
南口	のぼり旗					13	15	12	8	1	1
計						33	22	14	14	5	14

※平成 26 年度 道路管理者及び警察と合同で違反が常態化している店舗について

警告を行った。26 件 (H26.9.29 H27.3.11)

(3) 八王子駅周辺安全対策協議会の開催【平成 19 年度～ (H19～21 年度は前身)】

八王子駅周辺の安全安心を協議する場として設置。25 年度は主に客引き対策について協議。※ 平成 26 年度 2 回開催

(4) 生活安全パトロールの実施【平成 14 年度～】

繁華街の環境浄化を目的に月 1 回、市、八王子警察署、地元町会、商店会など合同

でパトロールを実施。区域は JR 八王子駅周辺。参加者は、市長、警察署長、地元関係者など 80 名程度。定期的に啓発キャンペーンを実施。

※ 平成 14 年度から 26 年度末まで、延べ 125 回実施

4. 防犯情報の提供

(1) 犯罪被害発生状況・不審者情報の提供【平成 16 年度～】

八王子・高尾・南大沢警察署、市教育委員会等より情報提供を受け、防犯に役立つ情報を提供。

・【週刊】市内の犯罪被害発生状況・不審者情報をまとめた PDF ファイルを、週 1 回配信。主に、町会・自治会等向け。

※ 平成 27 年 3 月末時点 登録者数 2,673 名

・【防犯】随時、不審者情報や振り込め詐欺などの防犯情報の配信と、週 1 回の犯罪被害発生状況の配信。主に、個人の携帯電話、パソコン向け。

※ 平成 27 年 3 月末時点 登録数 23,967 名

・地元ケーブルテレビ「JCN テレメディア」のデータ放送で、文字情報として放送。

・その他、ホームページ、市民センター等の施設で掲載。

・フェイスブック、ツイッターを利用し、随時防犯情報や不審者情報を掲載

(2) 広報はちおうじへの掲載

客引き等行為の禁止や特殊詐欺対策など ※ 平成 26 年度 22 回掲載

5. その他の防犯啓発活動

(1) 八王子市防犯指導員（セーフティサポーター）の訪問活動【平成 17 年度～】

警視庁 OB（11 名）による町会・自治会や各家庭への防犯指導や子どもの下校時の見守り等を実施

※ 平成 26 年度 活動回数 155 回、防犯指導戸数 132 戸、防犯講習会 13 回

(2) 八王子市防犯の日（毎月 20 日）【平成 16 年 9 月 20 日～】

前後数日間、本庁舎広告塔へ「防犯は 一人の目より 地域の目（八王子市安全・安心まちづくり標語）」（平成 16 年 9 月 20 日決定）の懸垂幕を掲示。

(3) 防犯啓発チラシ等の配布や各種キャンペーンの実施

市内鉄道主要駅周辺や各種イベントにおいて、市民に対し防犯に関する啓発活動を実施

・「長寿を祝う会」における還付金詐欺注意喚起チラシ配布 8,995 枚

- ・市内3大学において、バイク盗難防止キャンペーンの実施
- ・消防団フェスタにおける防犯ブース出店
- ・消費生活フェスティバルにおける防犯ブース出店 など

(4) キッズパトロール隊防犯教室【平成24年度～】

平成26年8月に実施。参加者数:小中学生12名。南大沢警察署、南大沢防犯協会、南大沢母の会の協力のもと、「落書き消去活動」「青パト乗車体験」を実施。

(5) 落書き消去活動

- ・市所管の公園、道路等公共施設の落書きは、迅速に消去。
- ・各警察署、防犯協会、母の会や地元町会等と合同で消去活動を実施。

※ 平成26年度 10回参加

(6) 防犯・防災フェアの開催

犯罪および災害から、市民の生命、身体及び財産を守る強いまちづくりを実現するため、市民の防犯・防災意識向上を目的として開催。

※ 平成27年3月28日開催 来場者 約2000名

(7) 「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」への参加

警視庁が作成した教材をもとに、特殊詐欺について八王子市職員一人ひとりが正しい知識を持ち、市内の特殊詐欺被害を一件でも多く減らすことを目的とし、パソコンのネットワークを利用した講座を受講。

※平成26年度 2回実施 述べ4227名が受講

6. 各警察署との連携活動

(1) 防犯協会及び警察関係事務

八王子・高尾・南大沢警察署及び各防犯協会と連携し、「八王子市民防犯の集い」等の行事を開催し、防犯に対する市民の意識の高揚を図る。

※ 平成26年10月15日 「八王子市民防犯の集い」を開催

(2) 八王子市防犯対策連絡会の開催【平成21年度～】

市、八王子・高尾・南大沢警察署、各防犯協会、各母の会と生活安全対策に関する情報の共有等を図るため連絡会を開催。

※ 平成26年度 4回開催

7. その他

(1) 八王子市空き家の適正管理に関する条例【平成 25 年 4 月 1 日施行】

防犯・防災上管理不全な状態となっている空き家の所有者等に対し、指導等を行い、自主的な適正管理を促す。

※ 平成 25 年度～ 条例適用件数 77 件うち解決件数 43 件（解決率 56%）

(2) 八王子市暴力団排除条例【平成 24 年 4 月 1 日施行】

不当要求防止責任者講習会を開催。市職員（主査以上）を対象に、（公財）暴力団追放運動推進都民センターによる、暴力団員等からの不当要求に対する具体的対応要領等の講習。

※ 平成 26 年度 修了者 278 名

(3) 子どもを守る事故犯罪ゼロ作戦の展開【平成 19 年～】

春休み・夏休み・冬休みの長期休業の間、「防げる被害を未然に防ぐ」を合言葉に、職員が公私で外出する際に子どもを見守るほか、公園等の市施設の設備点検などを実施。

(4) 「安全・安心まちづくりのための防犯対策方針」の策定

平成 16 年度に「安全・安心まちづくり指針」を策定し、犯罪防止対策に取り組んできたが、近年では振り込め詐欺等の増加が顕著になるなど新たな課題も発生してきていることから、平成 26 年 6 月、全庁における防犯体制を再確認するとともに、社会情勢や犯罪傾向などの変化に合わせ、名称とともに内容について見直し。